

青森県報

第四千四百七十六号

平成三十年
七月十七日
(火曜日)

目次

告 示

- 略痰吸引等業務の登録.....(高 齢 福 祉 保 險 課) 一
- 特定行為業務の登録.....(同) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出.....(障 害 福 祉 課) 一
- 中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施.....(労 政 ・ 能 力 開 発 課) 二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任.....(上 北 地 域 民 局) 二

告 示

青森県告示第五百十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登 録 番 号	登 録 日 月 年	氏 名 又 は 称	住 所	事 業 所 在 地	業 務 開 始 日 月 年	備 考
---------	-----------	-----------	-----	-----------	---------------	-----

〇二五〇〇七	〇二五〇〇七	〇二五〇〇七	〇二五〇〇七	〇二五〇〇七	〇二五〇〇七	〇二五〇〇七
平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九
社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会
信和	信和	信和	信和	信和	信和	信和
東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区	東京都中央区
橋馬町	橋馬町	橋馬町	橋馬町	橋馬町	橋馬町	橋馬町
有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム
八戸市	八戸市	八戸市	八戸市	八戸市	八戸市	八戸市
陽三丁目	陽三丁目	陽三丁目	陽三丁目	陽三丁目	陽三丁目	陽三丁目
平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
〇七・七・六	〇七・七・六	〇七・七・六	〇七・七・六	〇七・七・六	〇七・七・六	〇七・七・六
特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護

青森県告示第五百十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一三	〇二〇〇一三	〇二〇〇一三	〇二〇〇一三	〇二〇〇一三	〇二〇〇一三	〇二〇〇一三
平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九
社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会	社会福祉士会
八千	八千	八千	八千	八千	八千	八千
むつ市	むつ市	むつ市	むつ市	むつ市	むつ市	むつ市
内子	内子	内子	内子	内子	内子	内子
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
むつ市	むつ市	むつ市	むつ市	むつ市	むつ市	むつ市
内子	内子	内子	内子	内子	内子	内子
平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九	〇七・七・九
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設

青森県告示第五百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	マル大・辻薬局	五所川原市字本町三七	平成 三〇・六・九
変更後	ひまわり薬局新青森駅前店	五所川原市字大町五〇八の九 の 一五六	
変更後		青森市石江三丁目二の四	三〇・六・三〇

青森県告示第五百十七号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成三十年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合

三 報告を求めるとする事項となる期日

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 従業員数、業種、所定内給与額
- (二) 賃上げ・一時金要求の有無
- (三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額
- (四) 賃上げ・一時金の妥結日、妥結額
- (五) 一時金の妥結時期

2 報告を求めるとする基準となる期日は、調査実施年の要求・妥結時期とする。

四 報告を求めるとする者

平成二十九年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合百五十六組合とする。

五 報告を求めるとする方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

平成三十年七月十七日から同年八月十日までとする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年七月十七日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年 月 日
理 事	新山 忠幸	上北郡東北町大字大浦字明堂向七七	平成三〇・三・二〇
監 事	沼尾 富夫	〃 〃 〃 字立野四二の四	〃

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式 会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
-------------------------------------	--	--------------------------------